

飛驒法人会だより

No.205
2016

平成28年4月20日 第205号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三／編集人 鍋島道雄

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/>
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp

TEL 0577-34-2201
FAX 0577-33-1093

春

目次



- 「地方創生について思うこと」……高山税務署長 後藤 邦之 …………… 2～ 4
- 税務署からのお知らせ …………… 5～11
 - ・平成28年1月からの金融・証券税制について
 - ・平成28年4月1日から、ジュニアNISAが始まります
 - ・NISAの拡充等について
 - ・源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得の改正について
 - ・平成28年4月1日から国税不服申立制度が改正されます
- 休憩室……飛驒のおおまつり ～水無神社の大祭～ …………… 12～13
- 事業所訪問……株式会社 ひらゆの森 …………… 14～15
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース) …………… 16～17
- 県下法人会運営研究会 …………… 18
- 東海法人会連合会大会 …………… 18
- 青年部会・女性部会だより …………… 19～21
- 読者の窓 …………… 23
- 事務局だより・編集後記 …………… 24



—山の斜面に広がるミツバツツジ— 下呂市萩原町西上田「みつばつつじの里」



「地方創生について思うこと」

高山税務署長 後藤 邦之

【はじめに】

常日頃から、税務行政に対して多大なご尽力を賜っておりますことを、紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

昨年7月に高山税務署に着任以来、「飛驒高山愛!」の気持ちがどんどん大きくなっていくのを感じています。最初にお断りいたしますが、本稿において「飛驒高山」は高山市、飛驒市、下呂市及び白川村の三市一村を所轄する高山税務署管内の地域全般を指して使用させていただきますので、ご承知おきください。

【少子高齢化・人口減少】

さて、最近の新聞報道では、「地方創生」や「一億総活躍社会」などが紙面を飾り、これから本格的な「地方の時代」の到来であり、全国民がそこかしこで活躍する、活躍してほしい時代になっていくと思われまます。一方、先日の「平成27年国勢調査」の速報では、大正9年の調査開始以来、初めての人口減少となり、全国の市町村の82.4%で、人口が減少した、と総務省統計局から発表されました。

飛驒高山におきましても、三市一村合計で、平成22年比94.7%、平成17年比90.0%と減少しております(表1参照)。

【表1】飛驒地区の人口と対比

	平成17年(10月1日現在)			平成22年(10月1日現在)				平成27年(10月1日現在)【速報値】				
	男	女	人口	男	女	人口	H17比	男	女	人口	H22比	H17比
高山市	46,285	49,946	96,231	44,196	48,551	92,747	96.38%	42,656	46,549	89,205	96.18%	92.70%
飛驒市	13,978	14,924	28,902	12,803	13,929	26,732	92.49%	11,791	12,917	24,708	92.43%	85.49%
下呂市	18,352	20,142	38,494	17,310	19,004	36,314	94.34%	16,008	17,588	33,596	92.52%	87.28%
白川村	1,048	935	1,983	844	889	1,733	87.39%	787	823	1,610	92.90%	81.19%
合計	79,663	85,947	165,610	75,153	82,373	157,526	95.12%	71,242	77,877	149,119	94.66%	90.04%

人口減少は飛驒高山の喫緊の課題であり、飛驒高山が5年後、10年後にどんな地域になっていくのか、危機感を少々抱いております。そこで、飛驒高山の地方創生・活性化に向けて、いくつか提案したいと思います。

とは申し上げましても、私のつたない人生経験から提案しても、「そんなことは、すでに取り組んでいるよ。」とか、「何年も前から取り組んでいるよ。」とか、「そのアイデアは、誰かのパクリじゃないの。」と言われる方も見えるかもしれません。いろいろな地域の生活経験があり、それぞれの地域の良さをそれなりに身につけておりますので、それらの経験と「飛驒高山愛!」の気持ちを込めて、提案をさせていただきますと思います。

【飛驒高山の強み・弱み】

飛驒高山の強みは、もちろん、大自然、歴史と文化そして「人」だと思います。一方、弱みは「交通面」であると思われまますが、これも、自然や歴史、文化を育むために必要な「強み」であると思われまます。これらの強みを活かして、「人」を増やすためにどのようなことが考えられるでしょうか。

【逆転の発想】

ある金融機関の方と飛驒高山の人口問題につ

いて話をしていた時に、「署長さん、一人暮らしの方が亡くなられた時に、一番困るのは預金の流出(都会への)です。」と言われました。確かに、独居の方が亡くなった時には、そ

の息子さんや娘さんは、他のところに住んで生活をしています。相続をすれば、その方の預金は都会へと流出します。残るのは不動産で、活用する道があればよいのですが、なかなか後は継いでいただけない場合が多いようです。もう少し考えると、その亡くなられた方は、年金を受給していると思います。その年金収入も飛騨の地域には入ってこないこととなります。預金の流出や年金収入の減少、不動産の空洞化などに対応するためには、どのようにしたらよいか。人口減少への対策として、家族政策による出生率を回復させるという議論もありますが、飛騨高山においては逆の発想として、シルバー世代（ここにおいては、年金受給世代又は間もなく年金を受給できる世代で、まだ現役として何らかの社会的活動ができる方々を指しております。）の移住・転入はどうか。

【飛騨高山の魅力】

シルバー世代の方々にとって飛騨高山はとても魅力的な地域であります。単なる観光として飛騨高山を訪れるのではなく、「移住・定住」したい気持ちを起こさせてくれる素晴らしい地域です。更に、あふれる大自然、四季折々の風景、温泉、そしてそれぞれの地域における伝統的な祭りやイベントなど、十分な魅力がある地域であると思います。

【シルバー世代の移住・定住の効果】

飛騨高山をシルバー世代に選択してもらうために必要なことの一つは、医療・介護・福祉の充実です。ニワトリが先か卵が先かわかりませんが、医師、看護師、介護福祉士を増やし、安心して移住・定住してもらうことが重要です。この分野を充実させれば、若い労働力も流出せず、飛騨高山に「職」があることとなります。また、移住してきたシルバー世代の方にも家族がいます。その家族は都会で生活しながら、両親の住んでいる飛騨高山に頻繁に来る機会が増えます。最初は観光気分かもしれませんが、やがて飛騨高山の魅力のとりこになり、いずれ飛騨高山に移住してくることとなります。そして、人口減少に歯止めがかかると思います。

【一次産業の活性化】

シルバー世代の移住・定住から少し離れて、飛騨高山の産業活性化について、知恵を絞ってみたいと思います。

飛騨高山の大きな魅力・大自然は、農業・林業・漁業の一次産業を育みます。飛騨高山の各地に魅力的な農産物があります。これらの農産物を利用した加工品にもとても魅力ある商品づくりがなされていると思います。林業の分野では、いろいろな現場作業があると聞いております。特に「里山」を保全していくには、下草刈りなどかなりの労働力が必要であり、また、獣害から里山を守っていくためにも移住・定住される方も含めて携わっていくことが必要ではないでしょうか。

漁業はどうか。飛騨高山で漁業と言えば、溪流魚又は水槽でトラフグなどの「陸上養殖」をイメージされるかもしれませんが、溪流魚はともかく「陸上養殖」を移住・定住に結び付けるには、一定程度の技術を持つ資本力に頼らざるを得ません。「陸上養殖」の技術はまだ開発中のところもあると思いますが、これらの養殖技術が安定されたと仮定すれば、少しアイデアがあります。これらの事業に付随する二次加工品は、まだまだ開発できる余地があるのではないのでしょうか。新鮮な刺身などの「生食」ではなく、煮物、干物や燻製などの保存食です。保存食は観光土産としても有用ですし、例えば、お蕎麦屋さんの「蕎麦打ち道場」のような「お魚の煮物・干物を作ろう」のような、体験型観光にも活用できるのではないのでしょうか。

【専門教育・研究機関の誘導】

今までの提案の中で、やはり専門教育や専門研究の機関が飛騨高山には必要ではないか、と考えます。既に、木工業のように「飛騨の匠」の技を伝承する、或いは職業訓練の一環として、「岐阜県立木工芸術スクール」が設置されていますが、これをもう少し一次産業全体に広げつつ、研究機関や実地体験型の教育システムを作ることが効果的ではないかと思います。専門学校というよりは、職業訓練校的なイメージで、かつ、仕事をしながら、或いは他の大学に通いながらのセカンドスクールの

な位置づけで、より事業に結び付く教育システムができないでしょうか。

飛騨高山の観光についても同じことが言えると思います。観光ガイドのとして資格・通訳案内士がありますが、現実的に通訳案内士として飛騨高山で活躍している人がどれくらいいるのでしょうか。飛騨高山をきちんとガイドできる人材を育成する教育システムはできないでしょうか。なお、この通訳案内士については、すでに京都市や札幌市などで、取り組みを始めており、京都市では、「京都市認定通訳ガイド制度」を設け、「一定の語学力を有する方に伝統産業や文化財をはじめとする京都観光の奥深い専門知識を身に付けていただき、有償により、外国語で京都の様々な魅力を伝えることができる通訳ガイドの育成・確保を図るもの。」とされ、専門性の高い通訳ガイドの育成に取り組まれております。飛騨高山においても取り組まれてはいかがでしょうか。

【最後に2つの提案】

1つは、JR高山線の通勤・通学時間帯の列車の増発です。これについては、当高山税務署の嘱託医である加藤誠先生のご意見を使用させていただきますが、「JR高山線の飛騨小坂駅と飛騨細江駅の間(47.2km)と飛騨金山駅と飛騨小坂駅との間(42.1km)の2区間について、通勤・通学の時間帯に今の1時間に1本から、20分に1本程度に2本増発できないであろうか。」です。高山線は単線ですのでダイヤの編成の問題がありますし、また運転士の問題もあると思いますが、高山市や下呂市をそれぞれ中心として人々が交流できることや、JRを始めとする各鉄道会社の関係者やOBの方を飛騨高山に移住・定住いただくための1つのアイデアになりませんか。

もう1つは、私の個人的な意見です。私の趣味であります「溪流釣り」に関してのアイデアです。飛騨高山地区は川の漁業権を管理している漁業協同組合が9組合あります。飛騨高山地区で溪流釣りを楽しむには、それぞれの入漁証を購入しなければなりません(表2参照)。鮎釣りを嗜まれる方は、それぞれの漁協で釣られる方が多いようで

【表2】各漁業組合の入漁証料金(単位:円)

組合名	あゆ	雑魚(ヤマメ、アマゴ、イワナ等)		
	年釣り	年釣り	日釣り	日釣り(現場券)
益田川漁業協同組合	10,000	7,000	1,500	3,000
益田川上流漁業協同組合	12,000	6,000	1,000	2,000
馬瀬川下流漁業協同組合	10,000	4,000	1,000	2,000
馬瀬川上流漁業協同組合	12,000	5,000	1,000	2,000
宮川下流漁業協同組合	10,000	7,000	1,000	2,000
宮川漁業協同組合	7,000	5,500	1,300	2,600
高原川漁業協同組合	12,000	7,000	1,500	3,000
丹生川漁業協同組合	6,000	5,000	1,000	2,000
庄川漁業協同組合	6,000	5,000	1,000	2,000



すが、私は雑魚(やまめ、あまご、岩魚等)釣りでですので、かなりの頻度で川から川へ移動して釣ります。そのため、それぞれの入漁証を購入することとなり、とてつもない金額が必要となります。そこでアイデアなのですが、9つの漁協の共通の入漁証を発行していただけないでしょうか。それは、年券でも日釣り券でもかまいませんが、飛騨高山地区全てで自由に釣ることができるようにすれば、もっと釣り人の誘引ができますし、さらに観光客の増加・宿泊客の増加にも繋がると思います。それぞれの漁協さん毎の河川保護や資源保護の方策などにより共通券の制度には難点もあるかもしれませんが、飛騨高山地区の自然を守りながら、観光客等の誘引を図るため、御一考いただければ幸いです。

【最後に】

ここまで、稚拙な文章、ひとりよがりのアイデアに目を通していただき感謝します。また、雑駁なアイデアで、実現性の低いものばかりかもしれませんが、これもひとえに「飛騨高山愛!」の心から発せられたものとして、ご容赦いただきたいと思ひます。

最後に、飛騨法人会の益々のご発展と法人会傘下法人のご繁栄を祈念いたしまして、結びとさせていただきます。

個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の

金融・証券税制について

平成28年1月からの

制度の概要

1 上場株式等の範囲

平成28年1月1日以後は、上場株式、公募株式等証券投資信託の受益権等に加え、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権等も「上場株式等」とされ、その利子、配当、収益の分配や譲渡などによる所得が申告分離課税(20%(所得税15%、住民税5%))の対象とされます。

株式等の範囲

- ・株式(投資口を含みます。)
 - ・投資信託の受益権
 - ・公社債(注)
- など

一般株式等

上場株式等以外の株式等

上場株式等

【株式等で金融商品取引所に上場されているもの】

上場株式、上場投資信託の受益権(ETF)、上場不動産投資法人の投資口(REIT)

【投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの受益権】

公募株式等証券投資信託の受益権、公募公社債投資信託の受益権

【特定公社債】

国債、地方債、外国国債、公募公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)

など

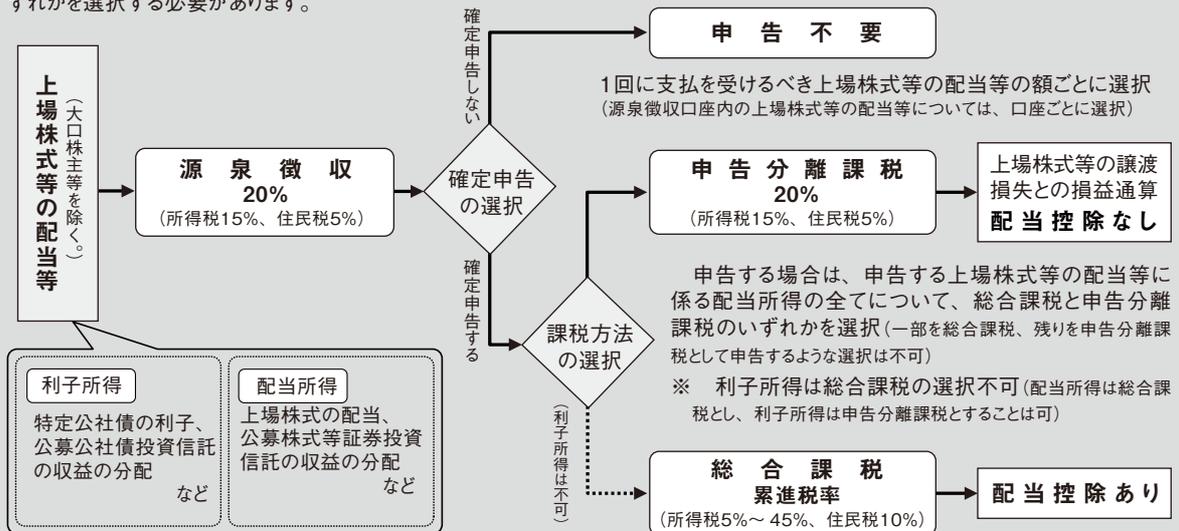
(注)公社債のうち、償還差益について発行時に源泉徴収がされた割引債など一定のものを除きます。

2 上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係

平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等(注1)(大口株主等(注2)が支払を受けるものを除きます。以下同じです。)については、その支払の際に20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収がされます。

なお、1回に支払を受けるべき上場株式等の配当等の額ごとに申告しないこと(申告不要)を選択することができます(源泉徴収口座内の上場株式等の配当等については、口座ごとに選択する必要があります。)

また、申告する場合は、上場株式等の配当等に係る配当所得(注3)について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。



(注1) 「上場株式等の配当等」とは、上場株式等の利子、配当、収益の分配等をいいます。以下同じです。

(注2) 「大口株主等」とは、その上場株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である株式又は出資を有する者をいいます。

(注3) 上場株式等の配当等のうち、特定目的信託(その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が公募により行われたものに限ります。)の社債的受益権の剰余金の配当など一定のものに係る配当所得は総合課税を選択することはできません。

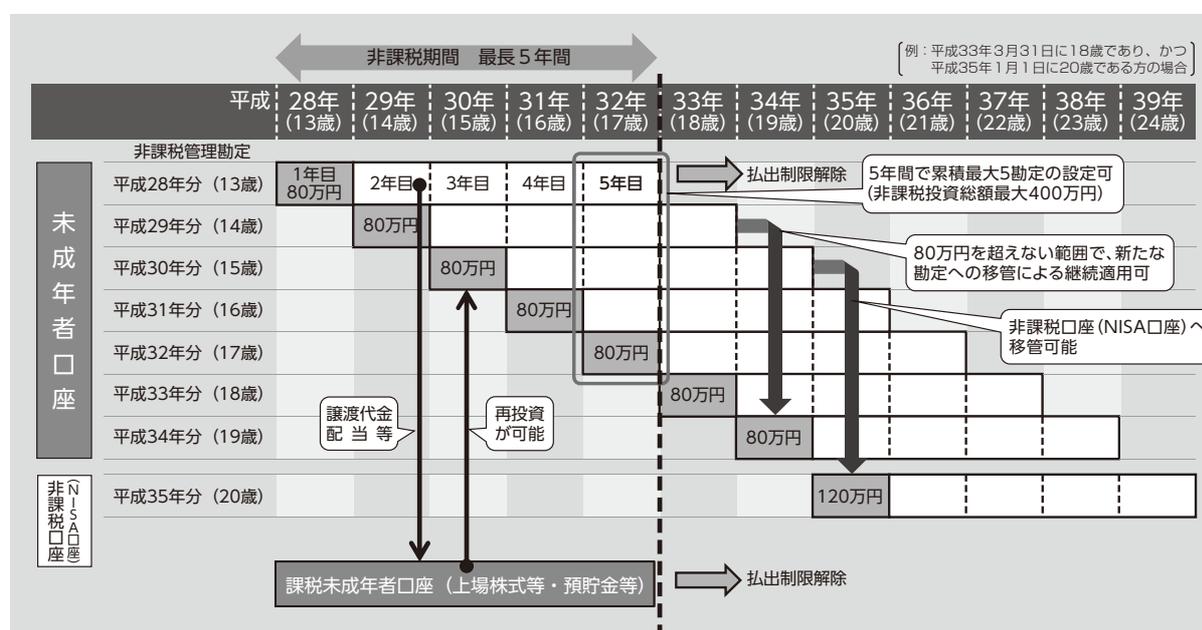
(※) 平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、上記掲載の所得税の他に復興特別所得税(原則として所得税額の2.1%)が課されます。

平成28年4月1日から、ジュニアNISA

(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)
が始まります

この非課税措置の適用を受けるためには、金融商品取引業者等に未成年者口座を開設し、非課税管理勘定を設定する必要があります。

制度の概要等



非課税対象	未成年者口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者(対象者)	口座開設の年の1月1日において20歳未満又はその年に出生した居住者等
口座開設可能期間	平成28年4月1日から平成35年12月31日までの8年間 (口座開設の申込みは平成28年1月から可)
金融商品取引業者等の変更	変更不可(1人につき1口座のみ)
非課税投資額	1 非課税管理勘定における投資額(①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移管された日における終値に相当する金額の合計額)は80万円を上限(未使用枠は翌年以後繰越不可)
非課税期間	最長5年間、途中売却可(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
非課税投資総額	最大400万円(80万円×5年間)
払出制限	その年の3月31日において18歳である年(基準年)の前年12月31日までは、原則として未成年者口座及び課税未成年者口座からの払出しは不可

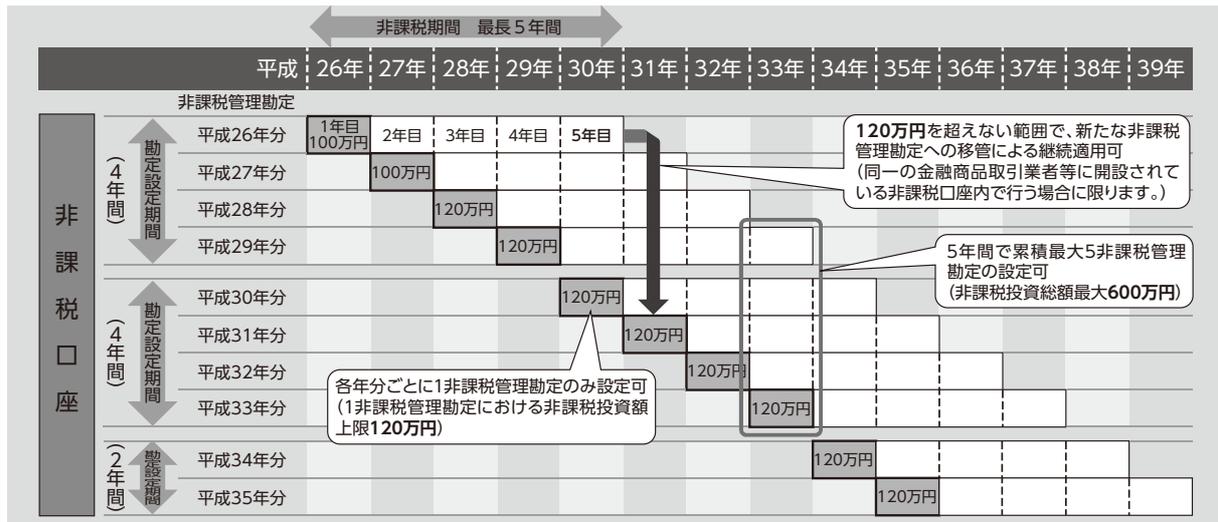
NISA

(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置) の拡充等について

● 20歳以上の居住者等を対象として、非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が非課税となるNISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)について、平成28年1月1日以後、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が120万円(平成27年分以前は100万円)になります。

● 平成28年1月1日以後、非課税口座を開設するため、金融商品取引業者等に対して「非課税適用確認書の交付申請書」及び「基準日(注)における住所を証する書類(住民票の写し(提出日前6か月以内に作成されたもの)等)」の提出をする際、又は「非課税適用確認書」及び「非課税口座開設届出書」の提出をする際には、氏名、生年月日、住所に加え、個人番号の告知が必要になります。

また、平成28年1月1日前に非課税口座開設届出書を提出して非課税口座を開設した居住者等は、同日から3年を経過した日以後最初に非課税口座内の上場株式等の譲渡又は配当等の受入れをする日までに、金融商品取引業者等に対して個人番号を告知する必要があります。



非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者(対象者)	口座開設の年の1月1日において20歳以上の居住者等
口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
金融商品取引業者等の変更	一定の手続の下で、1非課税管理勘定(各年分)ごとに変更可
非課税投資額	1非課税管理勘定における投資額(①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移管された日における終値に相当する金額の合計額)は120万円を上限(未使用枠は翌年以後繰越不可)
非課税期間	最長5年間、途中売却可(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
非課税投資総額	最大600万円(120万円(平成27年分以前は100万円)×5年間)

(注) 勘定設定期間及び各勘定設定期間に対応する基準日は、以下のとおりです。

勘定設定期間	基準日
平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

源泉徴収免除制度の対象となる 国内源泉所得の改正について

1 源泉徴収免除制度の概要

国内に恒久的施設を有する外国法人又は非居住者が、納税地の所轄税務署長から源泉徴収の免除証明書の交付を受け、この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その証明書の有効期間内にその支払者が支払う国内源泉所得のうち特定のものについては、源泉徴収を要しないこととされています(所得税法第180条、第214条)。

2 改正の概要

平成26年度税制改正により、外国法人又は非居住者の国内源泉所得について帰属主義の考え方に沿った見直しが行われたことに伴い、上記1の源泉徴収免除制度の対象となる特定の国内源泉所得については、次の表のとおり、外国法人又は非居住者の恒久的施設に帰せられる国内源泉所得(以下「対象国内源泉所得」といいます。)とする改正が行われました。

これにより、従来、源泉徴収免除制度の対象となっていた国外の本店等に帰せられる特定の国内源泉所得については、「所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)」(以下「平成26年改正法」といいます。)適用後(適用時期については下記4参照。)は源泉徴収免除制度の対象となる対象国内源泉所得に該当しないこととなりますのでご注意ください。

(1) 外国法人の源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得

※下線部分が改正箇所です。

改正前(所得税法第161条)		改正後(新所得税法第161条第1項)	
一 号 の 二	国内において民法第667条第1項に規定する組合契約に基づいて行う事業から生ずる利益の配分	四 号	民法第667条第1項に規定する組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益の配分のうち、外国法人の恒久的施設に帰せられるもの(組合事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限り)
一 号 の 三	土地等の譲渡対価(一定のものに限る)	五 号	左記のうち、外国法人の恒久的施設に帰せられるもの
二 号	人的役務の提供事業の対価	六 号	同上
三 号	不動産の賃貸料等	七 号	〃
六 号	貸付金利子	十 号	〃
七 号	使用料等	十 一 号	〃
九 号	事業の広告宣伝のための賞金	十 三 号	〃
十 号	生命保険契約に基づく年金等	十 四 号	〃

(2) 非居住者の源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得

※下線部分が改正箇所です。

改正前(所得税法第161条)		改正後(新所得税法第161条第1項)	
一号の二	国内において民法第667条第1項に規定する組合契約に基づいて行う事業から生ずる利益の配分	四号	民法第667条第1項に規定する組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益の配分のうち、非居住者の恒久的施設に帰せられるもの(組合事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限る)
二号	人的役務の提供事業の対価	六号	左記のうち、非居住者の恒久的施設に帰せられるもの
三号	不動産の賃貸料等	七号	同上
六号	貸付金利息	十号	〃
七号	使用料等(一定のものを除く)	十一号	〃
八号イ	人的役務の提供に対する報酬(一定のものを除く)	十二号イ	〃
十号	生命保険契約に基づく年金等(一定のものを除く)	十四号	〃

3 源泉徴収

平成26年改正法の規定により源泉徴収の対象となる国内源泉所得のうち、上記2の改正後に源泉徴収免除制度の対象とならない国内源泉所得(国外の本店等に帰せられる特定の国内源泉所得など)については、原則として源泉徴収が行われることとなりますのでご注意ください。

(注) 外国法人又は非居住者の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより、その外国法人又は非居住者が支払を受ける所得に対する課税が軽減又は免除される場合があります。この課税の軽減又は免除を受けようとするときは、所定の事項を記載した届出書(添付書類が必要な場合にはその添付書類も含まれます。)をその国内源泉所得の源泉徴収義務者を經由して税務署に提出する必要があります。

4 適用関係

(1) 外国法人の源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得

外国法人が平成28年4月1日以後に支払を受けるべき対象国内源泉所得について適用され、外国法人が平成28年3月31日以前に支払を受けるべき国内源泉所得のうち源泉徴収がされないものについては、従前どおりとされています(平成26年改正法附則第16条第2項)。

(2) 非居住者の源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得

非居住者が平成29年1月1日以後に支払を受けるべき対象国内源泉所得について適用され、平成28年12月31日以前に支払を受けるべき国内源泉所得のうち源泉徴収がされないものについては、従前どおりとされています(平成26年改正法附則第19条第2項、第3項)。

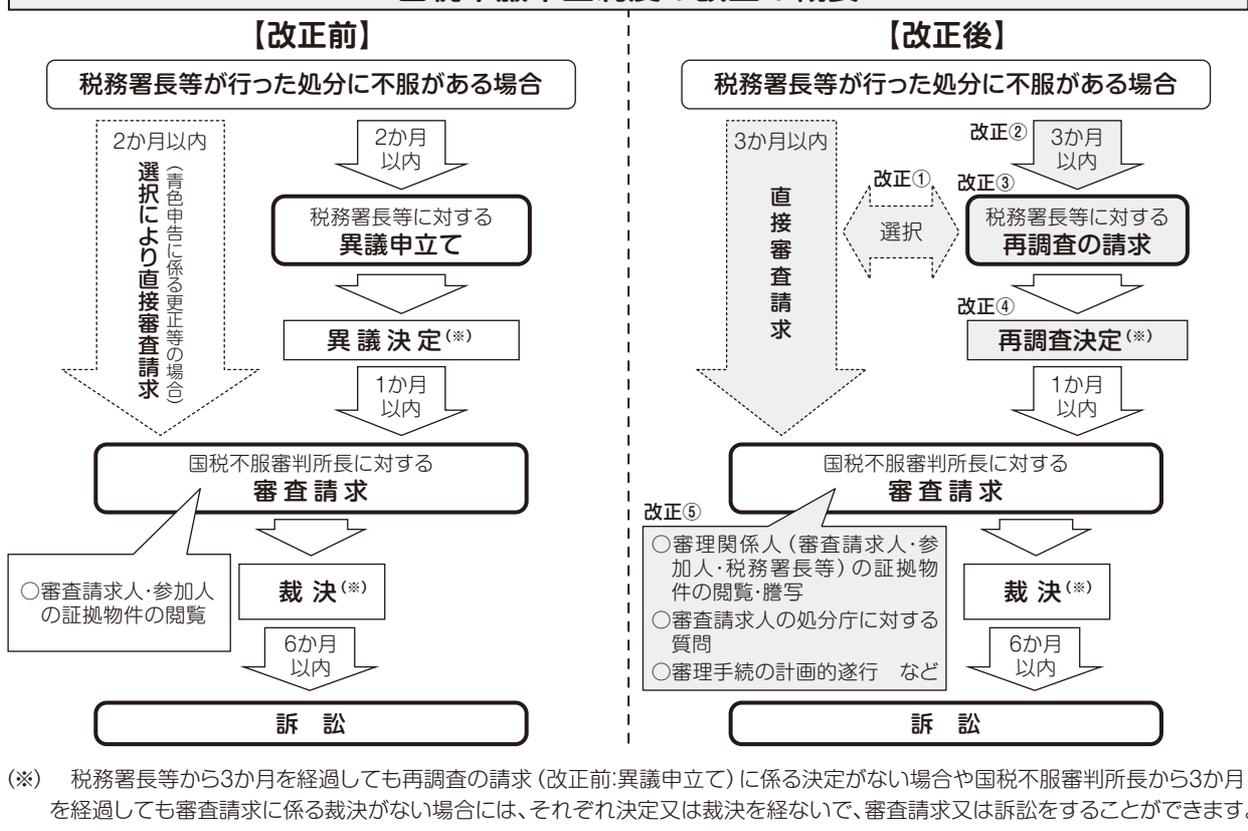
「源泉徴収の免除証明書」について

- 既に交付を受けている「源泉徴収の免除証明書」については、新たに、所得税法第180条又は所得税法第214条の規定に基づく「源泉徴収の免除証明書」の交付を受けるまでの間は、引き続き、使用していただいて差し支えありません(有効期限内の証明書に限ります)。(※)
 - 「源泉徴収の免除証明書」に源泉徴収免除制度の対象となる所得として平成26年改正法適用前の所得税法第161条各号の規定が記載されている場合には、平成26年改正法適用後(適用時期は上記4参照)は、当該記載部分を上記2(1)(2)の表のとおり読み替えていただくようお願いします。
- (※) 交付要件に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に「源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書」を提出いただくとともに、その証明書の提示先にその旨を通知いただく必要がありますのでご注意ください。

平成28年4月1日から国税不服申立制度が改正されます

平成26年6月に、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から行政不服審査法の抜本的な見直しが行われるとともに、国税通則法の改正により、国税不服申立制度についても改正が行われました。
改正後の制度は、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用されます。

国税不服申立制度の改正の概要



改正のポイントについては、次ページをご覧ください。

《再調査の請求(*)とは?》

税務署長等が行った処分に不服のある方が、国税不服審判所長に対する審査請求を行う前に、選択的に、当該処分を行った税務署長等に対して、その処分の取消しや変更を求めて不服を申し立てる制度です。

なお、改正前の「異議申立て」と基本的な仕組みは変わっておらず、名称が変更となったほか、行政不服審査法の改正に合わせ、決定の手続等の整備が行われています。

(※) 再調査の請求は、既に実地の調査が行われた期間について、新たに得られた情報に照らして非違があると認められるときに改めて行われる税務調査(新たに得られた情報に基づく再調査)とは異なり、簡易な手続により処分の見直しを行う事後救済手続です。

《審査請求とは?》

税務署長等が行った処分に不服のある方が、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度です。

審査請求は再調査の請求を経ずに直接行うこともできますし、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定後の処分になお不服がある場合にも行うことができます。

なお、国税庁長官が行った処分に不服がある場合は、国税庁長官に対して審査請求を行うこととなります。

主な改正のポイント

改正①《不服申立前置の見直し》

税務署長等が行った処分に不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長等に対する「再調査の請求(改正前：異議申立て)」を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができるようになりました。

【改正前】

税務署長等が行った処分については、原則として、税務署長等に対する「異議申立て」を経なければ、「審査請求」を行うことができませんでした。

改正②《不服申立期間の延長》

不服申立てをできる期間が、原則として処分があったことを知った日の翌日から「3か月以内」(改正前：「2か月以内」)に延長されました。

改正③《「異議申立て」から「再調査の請求」への名称変更》

税務署長等に対する「異議申立て」が「再調査の請求」へ名称変更されました。

改正④《標準審理期間の設定》

不服申立てをした方の権利利益の迅速な救済を図る観点から、不服申立てについての決定又は裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間(以下「標準審理期間」といいます。)を定めるよう努めることとされました。

これを受けて、国税庁、国税局及び税務署では、標準審理期間を次のとおり定めています。

◆再調査の請求・・・3か月 ◆審査請求^(※)・・・1年 (※)国税庁長官に対するもの

なお、標準審理期間内に処理することが困難であることが見込まれる事案については、個々の事情に応じて処理することとしています。

国税不服審判所長に対する審査請求における主な改正のポイント

改正⑤-1《証拠書類等の閲覧・写しの交付》

審理関係人(審査請求人、参加人及び税務署長等)は、審理関係人が任意で提出した書類等のほか、国税不服審判所の担当審判官が職権で提出を求めて提出された書類等についても、閲覧及び写しの交付を請求することができることになりました(書類等の写しの交付の請求をする場合は、所定の手数料を納める必要があります。)

【改正前】

審査請求人及び参加人は、税務署長等が任意に提出した書類等に限り、閲覧を請求することができましたが、書類等の写しの交付を請求することはできませんでした。

改正⑤-2《口頭意見陳述における質問権の創設》

口頭意見陳述に際し、口頭意見陳述の申立てをした方は、処分を行った税務署長等に質問をすることができる旨の規定が創設されました。

改正⑤-3《審理手続の計画的遂行》

担当審判官は、審理手続を迅速かつ公正に行うため、審理関係人を招集して、口頭意見陳述や証拠書類等の提出要求などの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができることになりました。

休息室

飛驒のおおまつり

～水無神社の大祭～

飛驒一宮水無神社 権禰宜 白山 智義

飛驒一宮水無神社では、式年大祭の名分を以て、平成29年5月3日から6日にかけての4日間、前回の昭和35年以来、実に57年振りとなる大祭を斎行致します。

○大祭の概要

「大祭」または「大まつり」と呼ばれ、主催する神社が飛驒国中の神社を招請して行われ、神社により規模は異なりますが、御分霊を神輿または杵輿に奉じて袴、鬨鶏楽、獅子舞、雅楽、太々神楽などを伴い、集結場所より渡御行列を整えて主催の神社境内へと参向します。

神社境内へ神輿行列を進め、殿内に各神社の御分霊が御動座された後に祭典が斎行され、飛驒国中の神職が祭典に奉仕をし、各神社代表の氏子総代や多くの来賓の方々が参列され、祭典後に再び各神社の御分霊が神輿や杵輿に奉じられて、参向の時と同様に還御されます。(今回の当神社大祭には飛驒地域393社を招請、その内には神社本庁に所属しない単立神社34社も含む。)

縁故がある神社の神輿が数集集い祭典を執行される事は他の地方でも珍しいことではないのですが、飛驒国中の400に近い有縁無縁大小の神社を招請して饗応することは、飛驒においてのみ見る神祭風景で、飛驒独自の祭儀であり、先人は「其の殷賑を極むることは筆舌の及ぶべくもなく、飛驒国中は之か為に神國化すると云ふも過言ではない」と表現され、その規模は全国に類の無い雄大にして壮麗な大祭儀であるといわれています。

○大祭の起源

現在から240年ほど前、安永2年(1773年)の大原騒動により荒破した水無神社の社殿を、代官の大原彦四郎紹正に信州松本から招かれて宮司となった梶原家熊が、それまでの神仏習合の両部神道を廃して唯一神道に改め社殿の大造営を行い、安永8年(1779年)の竣工遷座奉祝祭にて飛驒国の延喜式内7社と飛驒国内3郡24郷の代表神社を招請し、太々神楽を催して3日間に及ぶ神祀りが行われ、今日ではこれが『飛驒の大祭』の起源と考えられています。

その後、文化、文政年



昭和35年の大祭

間(1804～1830年)の頃より是に倣って飛驒国中の各神社においても、太々神楽、祈年祭、雨乞祭等の名称によつてしばしば臨時のまつりが行われ、また、一説には天保年間に国学者 田中大秀によつて種々の慣行を改め、一層盛大に厳修されるようになったとも言われています。

○大祭の意義

大祭は「世直しの大まつり」ともいわれ、「世相の凶しきを吉に返す」との悠遠な意味も含み、不景気や異変等のあとに行われてきました。

天候不順や飢饉に際して、雨乞や五穀豊穰などといった臨時の祭りや太々神楽が催されて、天変地異の鎮静化や社会情勢の混乱の収束、不安を払拭し民心の安定などが祈願されました。

明治以降には「大祭」の呼称が一般的になり、神社における定期的な祭祀として決まった年数ごとに行う「式年」といった形式も定まってきました。

伊勢に鎮座する神宮の20年毎の式年遷宮、鹿島神宮と香取神宮の12年目毎の神幸祭、諏訪大社の7年目毎の式年造営御柱大祭などが式年祭として有名ですが、飛驒の大祭においては20年、30年など神社ごとの決まった年数に行われ、この他にも神社の創建〇〇〇年や、祭神に御由緒のある年、社殿の造営や慶事などを記念して臨時に行う大祭もあります。

○飛驒一宮の大祭

飛驒一宮水無神社では安永8年以来、天明、寛政、文政、天保、嘉永、安政と明治36年度までに10数回盛大に斎行されて来ましたが、大正以後は行われた事がありませんでした。



水無神社正面に掲げられた大祭の高札

昭和12年より社殿の御造営が着手され、約10年余りを要して終戦後によく一応の竣工をみて、前回の大祭から年数が経ち50年を迎えることもあり、氏子崇敬者から御造営完成奉告大祭の事が話題にりましたが機運に至らず、その間に各神社において相次いで大祭が執り行われた為に順延となっていました。昭和35年5月2日より6日までの5日間、飛驒国内の大小約400神社を始め、県内外の分社縁社を招請して飛驒国中挙げての『総まつり』が、明治36年以來、実に58年ぶりに執り行われました。

天皇陛下より幣帛料を御下賜頂くという栄誉のもと、飛驒国中より集う多くの神社と参拝者を鬮鶏楽の鉦が響き渡る中で威儀を正した裃行列が出迎え、皇室の弥栄、国運の隆昌と萬民の幸福、農業、商工業、林業、鉱業、養蚕、畜産其の他諸産業の繁栄が祈願され、氏子各家が祭り提灯や幕で飾り付けられ、境内においては各神社特有の神賑行事や伝承芸能の披露や歌舞演武の奉納なども行われて、『およばれ』に来た各神社の行列奉仕者や参拝者、見物人をもてなし賑わいをみせる…。

当時の新聞記事の見出しには「八百万の神々勢揃い、お国自慢を披露」とあり、5日間の出は10余万人と記載されていることから、大祭が盛大に催された様子が窺えます。

○むすびに

先賢の著名な神道家の格言を3つ紹介します。

『天地の 神のめぐみなかりせば』

一と日一と夜も ありえてましや』

(天地の神の恵みがあればこそ、毎日の生活も事なく送ることが出来、世に生まれることは、祖先、両親のお蔭であり、天地人すべてのお蔭である。

この国土も、天地の賜物であり、天地の神の恵に他ならない。それを思うとき、こうして生きているのは、総て天地の神の恩恵である。

生きているのではなく生かされているのである。神あっての自分であり、神の懐に抱かれて生かされていることに対して、感謝と報恩の念を持つべきである。)

本居 宣長「玉銚百首」より

『玉禊 かけて祈らなせ々の祖 祖の御祖の 神の幸ひを』

(親の恩を思うものは祖先の恩を思う。祖先の恩を思うものは祖先を生んでくれた大御祖の神の御恵に思いをいたす。

玉禊かけて祈るとは、清浄であることを表示し真剣に祈ることで、神々は必ず子孫の自分たちに幸福を与えて下さるであろう。)

平田 篤胤「玉禊」より

『神感は清水へ月の宿るが如く、
誠ある人には神明感応しますなり』



昭和35年の
大祭の様子から

(月の輝きが清水の水面に影をおとすように、誠心を以て祈る者に対しては、神は必ず感応します。

心を神に向き合わせれば、神の心を感じ受けることはできるのだと説いている。)

伴部 安崇「野中の清水」より

上記の格言にも見えるように、私達は神と祖先、人と人との繋がりの中に生きています。

自分と親、祖先、祖神との繋がりを信じ、自分と他人との繋がりを大切にして地域社会の発展に尽くし、祖先の心を己の心として神を祀り、この繋がりの中で感謝と真心を捧げ生活するのが神道の祈りであります。

また、祭りとは神に真心を捧げ、これに帰一することであり、「真心とは徳を致すこと」と「敬い慎みの心を持つこと」、「真心を以て祈れば神は喜んでお受け下さる」とも先賢は説いています。

現在の日本国内、世界各国を見ても、政情不安や紛争抗争、異常気象に疫病の流行など心を乱すような事象が続いていますが、このような事象は人の心の乱れが反映されているから起こると説く人もみえます。

氏子崇敬者をはじめ多くの人々により、「飛驒の一宮さま」と称えられ護持されてきた当社社を中心に、「飛驒びと」の崇高なる志と祈りが「まつりの国 飛驒」の尊い伝統と共に、日本人の心の原風景たる「飛驒のまつり」として継承され続けられますことを、大祭の斎行によって地域の振興発展と良い将来を子孫に託せるようにご祈念申し上げます。

事業所訪問

株式会社 ひらゆの森

概 要

代表者：代表取締役 岡田 昇
所在地：高山市奥飛驒温泉郷平湯
設立：平成8年12月6日
従業員数：正社員30名、パート・アルバイト等10名
事業内容：観光施設
関連営業施設：温泉浴と森林浴のひらゆの森
平湯温泉スキー場、平湯キャンプ場、平湯民俗館 ほか
<http://www.hirayunomori.co.jp>

対 談

原生林2万坪を8億5,000万円で取得！

ききて 開業20周年の、ひらゆの森ということでお祝いを申し上げます。しかし、開業当初は、岡田社長自身老舗の《岡田旅館》を経営、また奥飛驒温泉郷旅館組合長の要職をも兼任されており、かなり苦勞されたのではないですか？

社長 三井金属から話が出たのが平成8年のことですが、上宝村役場でもその資金がないということで平湯温泉へ話が回ってきまし



社長 岡田 昇氏



足湯を備えた森の灯台が目印の「ひらゆの森」

た。バブル崩壊の後で各旅館の体力も弱かったのですが、『大手資本には売却するな！地元の大自然を後世に』という平湯の人達の切実な声の後押しとなりました。全額地元住民の出資による株式会社の設立、そして翌年の正式な契約へと進むことができました。しかし、8億円もの大金！それに国立公園内の2万坪の土地代金はそのほとんどでしたので、金融機関と地元旅館・売店などの施設の間に入って本当に苦勞をしました。

ききて 軌道に乗り出したのは、いつごろからですか

社長 最初の3年間は、老朽化した施設しがなく、赤字続きでしたが、各地への視察研修・役員会・株主総会などの会議議論をふまえ地元施設と競合しない立ち寄り湯に、また毎分1,000リットル近い源泉の湧出にも恵まれましたので、設立5期目あたりから日帰り温泉入浴施設という方向性が定着してきました。軌道に乗ってからは、平湯温泉スキー



大胆な梁がめぐらされた吹き抜けの大浴場

場の買収・平湯キャンプ場の運営等々、多角的な複合施設となりました。是非、ホームページをもご覧ください、ユニークな内容ですよ。

築四百年の飛騨の歴史的建物が 二万坪の原生林の中に！

ききて 玄関といい合掌造りの休憩所といい、開放感のある露天風呂に加え、重厚な重みのある時間と空間を醸し出していますね。

社長 実は、これはすべてが廃屋なんです。玄関棟は宮川村にあった武田信玄の重臣”蒲生一族”が、飛騨地方の栗の大木(幹回り15尺)で造った文化財的な建造物です。平湯の住民総動員で冬場に現地から移築運搬・造営をしたり当時は大変でした。あと、休憩所の合掌造りもそうですが、施設の周りがあるウラジロモミの群生地としての原生林をどれだけでも傷つけないように、自然を大事にし、木々に遠慮した自然との共生を心がけています。

ききて 何より、日帰り入浴が大人気ですが。

社長 源泉かけ流しの1,000リットル近い天然温泉と、2万坪の原生林の中にある16もの露天風呂が都会の人に人気で口コミとなって広がって来てくれました。おかげさまで、現在は年間20万人の日帰り入浴客、1万人の平湯温泉スキー場・3万人の平湯キャンプ場の利用者があり、奥飛騨温泉郷の中で複合的なリゾート基地となっています。

インバウンド戦略や

越中富山との文化交流と雇用創出

ききて これからの目標はなんですか

社長 日本の他の観光地同様これからは外国からのお客様をぬきにしては、将来が語れない状況です。ありがたいことに弊社が手掛けている平湯温泉スキー場とお食事処”あんき屋”へは今シーズン、たくさんの外国の方の来客がありました。短時間の滞在でしかなかったようですが、みなさん雪遊びに熱中さ

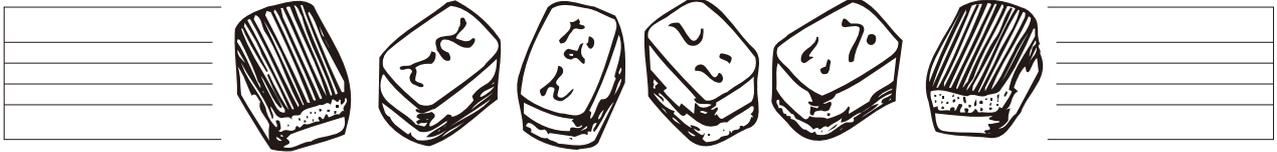


豊かな自然に囲まれた多数の露天風呂

れて大喜びであったようです。これが口コミとなって、ひらゆの森と同様、いやそれを上回ってアジア諸国に奥飛騨温泉郷が平湯温泉が知れ渡ればと願っております。また、先の宮川村”蒲生一族”との関連で越中富山に伝わる”こきりこ節”などとの文化的交流ができればとも思っています。それから、私は設立以来20年間、社長の座にあるのですが、スタッフ40名の平均年齢は40歳、半分以上は地元の若い人たちです。中には都会から移り住んで来た者もありますが、そういった雇用の場がもっと増えればとも思います。なお、最近取り入れた組織改革による5部門の若い部長達、そういった若い人の発想・行動実行にも期待している所であります。

いずれにしても、奥飛騨温泉郷を代表し地域の経済や文化を牽引していけるような施設でありたいと考えています。

ききて 本日はお忙しい中ありがとうございました。益々のご活躍ご健勝をお祈りいたします。
(ききて：中田)



金山支部

東海北陸自動車道と下呂市がより近く 濃飛横断自動車道「和良金山トンネル」開通

3月25日、郡上市と中津川市を結ぶ「濃飛横断自動車道(全長約80km)」の一部区間、郡上市和良町方須と下呂市金山町乙原をつなぐ「和良金山トンネル(1.8km)」および接続する乙原大橋が開通し、県知事はじめ関係者が出席して開通式が行われました。

すでに、金山町乙原と国道41号線(下呂市保井戸)を結ぶ「ささゆりトンネル(4.8km)」が平成24年7月に開通していますが、今回の開通によりこの2つのトンネルが接続し、全区間のうち郡上市と下呂市を結ぶ8.1kmが開通したことになります。

これにより、東海北陸自動車道(郡上八幡IC)から下呂温泉へのアクセスが格段に良くなり、金山町としても、乙原地区を経由しての岩屋ダム湖や金山巨石群などを巡る広域観光の入込客の増加に期待しています。(矢島 記)



古川支部

再整備された安望藤園(あんぼうふじえん)

今回紹介する藤園は、古川町の市街地を見渡す丘の上に位置する気多公園の一角にあります。

約330坪の藤園には幹の直径が50cm以上にもなる樹齢130年の藤が5本あって、毎年見事な花を咲かせていましたが、老朽化と大雪のため藤棚が傷んでしまい一時閉鎖されていました。

古くから親しまれてきた藤園だけに復旧を望む声が高まり、2015年に飛驒信用組合により地域貢献のひとつとして再整備される



再整備される前(痛む前)の藤棚

ことになり、藤棚が修復され周囲が竹垣で囲われた趣のある庭園として生まれ変わりました。

散策もしやすくなって古川町の新たな憩の場となった藤園、5月の花盛りには今から期待が高まります。(廣田 記)



再整備された安望藤園

神岡支部 飛騨市観光と物産展@豊中市せんちゅうパル 開催

飛騨市特産会では、地域における食や工芸品の魅力を全国に発信することで飛騨市の振興発展に寄与できるよう各地での物産展や会員を対象とした研修会の開催などの事業を行っております。

その中で、3月19日・20日の2日間、大阪府豊中市のせんちゅうパル専門店街において、当会としては初めてとなる関西圏での物産展を開催しました。

今回の物産展には市内会員事業者8社が出店し、だんご・五平餅・コロッケ・岩魚の塩焼き・フランクフルト



の実演販売やラーメン・味噌せんべい・和菓子・乳製品など飛騨市の特産品をお届けしました。

各地での物産展の開催は、インターネットやパンフレットでの情報発信とは違い、販売を通じて飛騨ならではの方言でお客様の顔を見て会話をすることができるため、観光PRとしてもよりイメージを強く残すことができる有効な機会だと感じております。

今後もより多くの方々に飛騨の魅力を伝えることができるよう活動してまいります。
(追分 記)

萩原支部 下呂市萩原町、みつばつつじの里！

下呂市西上田の「みつばつつじの里」では、所有者の方が60年あまりにわたり丹精込めて手入れをされている「ミツバツツジ」が今年も見頃を迎えています。(表紙写真も参照)

花が大好きな所有者の方が、山仕事をしていたところに咲いていたミツバツツジに惚れ込み、苗を自宅脇にある山の斜面に植えたことがきっかけ。今では、斜面一面にミツバツツジが広がっています。これだけたくさんのミツバツツジが見られるところは、県内でも珍しいそうです。

毎年3月になると、「今年もミツバツツジの季節がくるなあ」と、花好きな地域の方々の元気の源になっているとのこと。

- 見ごろ：4月中旬から下旬
- 所在地：下呂市萩原町西上田
- お車で：下呂温泉街から県道88号線を小坂方面へ約10分、ヒダモクの工場を過ぎて1つ目の交差点を左折し100m進んだところ。
- バスで：下呂駅前から、げろバス萩原川西南線で約10分「南部体育館」下車、徒歩5分。(桂川 記)



平成27年度 岐阜県下法人会運営研究会

と き：平成28年2月4日(木) ところ：岐阜グランドホテル

第36回県下法人会運営研究会が岐阜市で開催され、名古屋国税局課税第二部法人税課長岩田和之様、岐阜北税務署長中西哲様、岐阜南税務署長井家益光様、多治見税務署長祐宗克幸様を始め、県下7税務署の法人課税第一部門統括国税調査官を来賓に迎え盛大に開催されました。

法人会運営研究発表では、(公社)岐阜南法人会の「公益社団化への道のり」、(一社)多治見法人会の「会員増強への手法」について2単位会から研究発表がありました。



両法人会の研究発表は ①会員の減少 ②地域密着型の活動 への対応策が報告され(公社)飛驒法人会の会員減少の打開策に光明がさす内容でした。

発表会の後、名古屋国税局課税第二部長栗原克文様から演題「経済・社会の変化と税～戦後70年の税制・税務行政～」について講演がありました。

第70回 東海法人会連合会大会

と き：平成28年3月8日(火) ところ：ウエスティンナゴヤキャッスル

東海法人会連合会大会が名古屋市で開催され、名古屋国税局長藤田博一様、愛知県知事大村秀章様、名古屋市長河村たかし様を始め、国税局・税務署の幹部の皆様を来賓に迎え盛大に開催されました。



(公社)名古屋中村法人会からは「法人会に求められる社会貢献」、(一社)熱田法人会からは「企業の税務コンプライアンス向上のための取組み施策」、(公社)磐田法人会からは「次代を担う子供達に伝えたいこと」について研究発表がありました。どのテーマも(公社)飛驒法人会の活動に有益であり「会員増強」の方策を習得できました。

青年部会だより

高山支部青年部会新年研修会

と き：平成28年1月19日(火) ところ：ひだホテルプラザ

高山支部青年部会は、松浦光恭高山税務署法人課税第一部門統括国税調査官を講師に迎え、「印紙税 ちょっと深い話」について研修会が開かれました。

お店で「5万円以上の買い物」をすれば領収書に添付され、日常的に馴染みがある収入印紙ですが、お話の中で“①印紙税額一覧表に掲げられた文書に対して課税され ②この文書を作成した人が ③定められた金額の収入印紙を添付し ④消印して納付する”という一連の話を伺いました。

印紙税は日本において明治初期の1873年に導入され、現在まで140年超の年月が続いている税制との説明を受けびっくりしました。印紙税の対象となる「課税文書」が、流通経済の変化の中で“①債権譲渡を活用した支払手形の減少 ②ネットバンキングによる預金通帳の廃止 ③メールを活用した契約行為”など「ペーパーレス」化が進んでおります。

ネット社会を上手に活用した「節税」方法を認識した一日でした。



岐阜県下法人会青年部会正副部会長会議

と き：平成28年3月18日(金) ところ：恵那峡グランドホテル



平成28年10月14日(金)に中津川市恵那で開催される第39回岐阜県下法人会青年部会連絡協議会開催について概要(案)の説明がありました。

また、平成30年に開催される全国青年の集い(岐阜大会)について、大野専務理事から「県下単位会」の協力要請も合わせてありました。

女性部会だより

(公社)飛驒法人会女性部 新年研修会

と き：平成28年1月28日(水) ところ：ホテルアソシア高山リゾート



女性部会は高山税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 松浦光恭様を講師に迎え、「印紙税 ちょっと深い話」で研修会を開催しました。

研修会終了後、社会奉仕活動の一環として「チャリティオークション」を開催し、売上金総額76,800円を(社福)飛驒慈光会への預託を高山市民時報社にしました。

県下法人会女性部会正副部会長会議

と き：平成28年3月10日(木) ところ：ホテルアソシア高山リゾート



岐阜北税務署副署長松下勝昭様と高山税務署法人課税第一部門統括国税調査官松浦光恭様を来賓に迎え開催されました。

平成28年10月5日(水)、第35回岐阜県下法人会女性部会連絡協議会の開催(案)について主管である(公社)飛驒法人会女性部会から説明があり、次のとおり全会一致で承認されました。

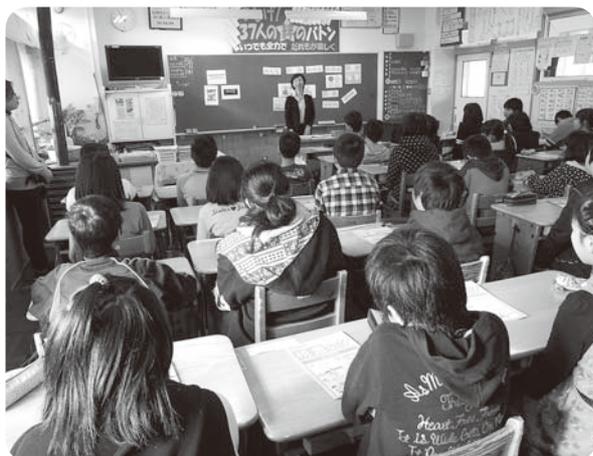
主 催：(一社)岐阜県法人会連合会

主 管：(公社)飛驒法人会女性部

- 協議会テーマ 「どうなる消費税」
- 協議会方式 グループディスカッション
- 記念講演会 講師 管理栄養士 江川美晴 様
演題 「快腸で快調 ～ 腸内環境とカラダの健康」

租税教室・絵はがきコンクール

(公社)飛驒法人会女性部会と高山支部青年部会をはじめとする7支部の青年部会が、飛驒地域の小学校と中学校17校849人の児童・生徒を対象に「租税教室」が計画され、開校しました。



女性部会は租税教室を開催した小学校の児童を対象に、平成27年度「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、8校242作品の応募がありました。

応募作品はどれも素晴らしい作品であり、その中でも特に素晴らしい作品が、女性部会長賞・高山税務署長賞・飛驒法人会長賞を始め、副部会長賞2作品・優秀賞6作品の11作品が選ばれました。

女性部会長賞を受賞された美素利香さんの作品は、岐阜県連での作品選考を経て、東海4県下の作品審査に進みました。

美素利香さんの作品は、平成28年4月14日から開催される第11回法人会全国女性フォーラム(福島大会)の会場に於いて展示され、全国の法人会女性部の皆様にもご覧いただきました。



女性部会長賞
高山市立南小学校 美素 利香さんの作品

入賞者一覧

	学 校 名	氏 名
女 性 部 会 長 賞	高 山 市 立 南 小 学 校	美 素 利 香 さん
高 山 税 務 署 長 賞	下 呂 市 立 尾 崎 小 学 校	二 村 光 さん
飛 驒 法 人 会 長 賞	高 山 市 立 久 々 野 小 学 校	向 畑 遥 陽 さん
副 部 会 長 賞	高 山 市 立 北 小 学 校	池 田 帆 花 さん
	高 山 市 立 北 小 学 校	雁 川 原 愛 さん
優 秀 賞	高 山 市 立 南 小 学 校	谷 口 ひ な た さん
	高 山 市 立 栃 尾 小 学 校	小 瀬 胡 桃 さん
	高 山 市 立 栃 尾 小 学 校	高 野 玲 亜 さん
	高 山 市 立 久 々 野 小 学 校	森 前 華 帆 さん
	下 呂 市 立 小 坂 小 学 校	鈴 木 悠 生 さん
	飛 驒 市 立 河 合 小 学 校	岩 田 怜 さん

色々あるから総合保障。



経営者を取り囲むリスクは1つではありません。
まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン
総合型V⁺Mタイプ

(大同生命の定期保険+
AIUのベーシック傷害保険)

(大同生命の無配当
総合医療保険)

DAIDO 大同生命

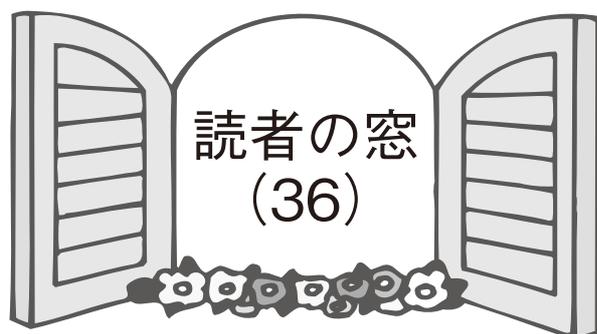
岐阜支社/岐阜県岐阜市吉野町6-16
TEL 058-262-5141

AIU 保険会社
Member of AIG

岐阜支店/岐阜県岐阜市吉野町6-16 (大同生命広瀬ビル7F)
TEL 058-262-4771

- ◎この資料は平成27年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-27-1004(平成27年8月28日)



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。
税金への色々な主張・ご意見・アイデア・気の利いた
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの
投稿をお待ちしています。

投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願い
します。次回発行は平成28年7月20日です。投稿は6月
30日までをお願いします。

F A X 0577-33-1093

E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

消費税10%に思うこと

高山市 40代 男性

我々の生活には様々な種類の税金が課せられている。そもそも税金とは何かと素人なりに思うところ、住民が自分たちの国や自治体の運営を支え、また我々の生活をより良くするための費用を補うためのお金であろう。

その納付または徴収方法は様々であるが、いわば国や自治体への会費のようなものである。

税金と言っても、その種類は沢山あり、私はそのすべてを把握してはいないが、身近なものではやはり消費税が注目すべき税金ではなかろうか。日常の買い物のほぼ全てに課税されているのだからおそらく納めない日は無いのではないかと思う。

その消費税の税率10%という増税が迫っては遠のき、その波はいつ押し寄せるのかはよくわかりませんが、全ての国民が、老若男女問わず連帯して背負わなければならない増税であるから、そのときが来たら受け入れるしかないのである。

税金を納める事にためらいはないが、『安心』して納めたいと願わずにはいられません。その増税により税収が増え豊かな財源を築き、我々の日々の生活に目に見える良い変化があると信じられるならば、その税金を安心して納めるでしょう。

しかしながら、その消費税増税に期待を寄せる方々がどれほどいらっしゃるのでしょうか。

増え続ける国の負債、解決の糸口が見えぬ福島原発事故対応、いわゆる戦争法案など数えきれない不安要素がひしめき合っているのではないのでしょうか。

我々が『安心』して納税できる増税であることを願う。

ふるさと納税雑感

下呂市 50代 男性

制度ができて早くも9年目となるふるさと納税、今年から企業版もスタートするそうですが、本来の主旨は、総務省のホームページによりますと「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」だそうです。

でも書籍やインターネット上で出てくる情報の多くは、やはり「お礼の品」で、納税(実際は寄付らしいのですが)額の5割ほどの品(食品や家電、工芸品、日用雑貨など種類も豊富です!)がもらえる自治体もあり、未体験の私も物につられて今年こそは寄付してみようかなって思っています。

でもよくよく考えてみると、寄付を受けた先の自治体はいいのですが、寄付者の住所地の自治体の税収は減少し、自分だけでなく家族や周りの人の生活に多少なりとも影響が出る可能性がある難しい制度ですね。

物につられてとはいえ寄付先の地域の事を知るいい機会にもなるので、節度を持ってチャレンジしてみたいと思いますが、合わせて自分が寄付したお金の使い道も税金と同じように興味を持って寄付先を選定しなければいけませんね。

もちろん飛驒の3市1村にも、その魅力が多くの方に理解いただけて沢山のふるさと納税をしていただけると嬉しいです。

事務局だより

第4回（公社）飛驒法人会定時総会

公益社団法人となり早3年が経ちました。
 2月の理事会で第4回定時総会の日程が理事会
 で下記の通り決定されました。
 葉書にてご案内致しますが、多くの方のご参加
 をお待ちしております。

と き 平成28年6月9日(木)
 午後4時から

ところ 高山グリーンホテル

なお、議事の計算書類の提供は、ホームページ
 を通して提供いたします。



昨年の総会の様子

これから、各支部において支部総会が開催され、事業活動が審議されます。また、法人会活動の
 原資となる「会費の納付時期」がまいります。なにとぞ期限内納付をお願い申し上げます。

編集 後記

東日本大震災より5年
 以上経過しましたが、
 現地の復興は思うよ
 うに進んでいないよう

です。いまだ居住が許されていない地域もあるようで、原子力発電に疑問を抱かざるをえません。とは言いながら、今年も新入社員やピカピカの一年生の姿に希望を感じます。

税務署長 後藤邦之さんの、「地方創世について想うこと」は人口減少の飛驒について素晴らしい提案です。ぜひ一読のうえ、飛驒高山で実現できれば良いと思います。今後も後藤さんのご助言をいただきたいと思ひます。

飛驒地域393神社を招請しての飛驒一之宮の57年ぶりの大祭が行われます。休憩室に詳しく載っています。

「法人会だより」の表紙の写真の選択には、毎回苦勞しています。今月のミツバツツジは見事に咲いています。

(M.N)

平成28年4月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島 道雄 住 宏 夫 長瀬 栄二郎 高橋 厚生 矢島 俊彦 千田 純弘
 桂川 典輝 細江 和彦 森前 三弘 廣田 耕作 追分 英輔 中田 昭彦
 中谷 敬子 今井 美佐子 村井 智子 中谷 朋子

消費税期限内納付 推進運動実施中！

消費税の
期限内納付を
忘れずに。



- 消費税は消費者からの預かり金的性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には
申告・納付期限^{※1}が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※2}に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^{※2}	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は申告の期日までに消費税法第49条に基づき納付を行う必要があります。

※2 地方消費税を含まない消費税をいいます。